



SMB C・日興資産成長 ナビゲーション

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社りそな銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2025年2月28日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 14兆2,699億円(2025年2月28日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、通貨、 不動産投信、商品)資産配分 変更型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (限定ヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月8日に関東財務局長に提出しており、2025年5月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、世界の幅広い資産クラスに投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、主として世界の株式、債券、商品等に投資を行い、中長期的に英ポンドベースで絶対収益を追求した運用を行います。

- 長期的な投資の視点に基づき、世界の幅広い資産クラスに投資を行います（マルチアセット運用）。
- 資産配分やリスク調整に高い柔軟性を持ち、世界的な経済・社会構造の変化に伴う様々な投資環境や市場の変動に応じて機動的な運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。投資対象とする外国投資信託は「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド (GBP X Accクラス)」です。

絶対収益を追求するとは、特定の市場の変動に左右されずに、投資元本に対する収益獲得を目指すことです。したがって必ず収益を得る運用や損失が発生しない運用という意味ではありません。

2 実質的な運用は、絶対収益・マルチアセット運用に強みを持つ「ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド」（以下、「ニュートン」ということがあります。）が行います。

3 英ポンド建ての組入れ外国投資信託については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

- 外国投資信託が保有する英ポンド建て以外の資産については、英ポンドに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

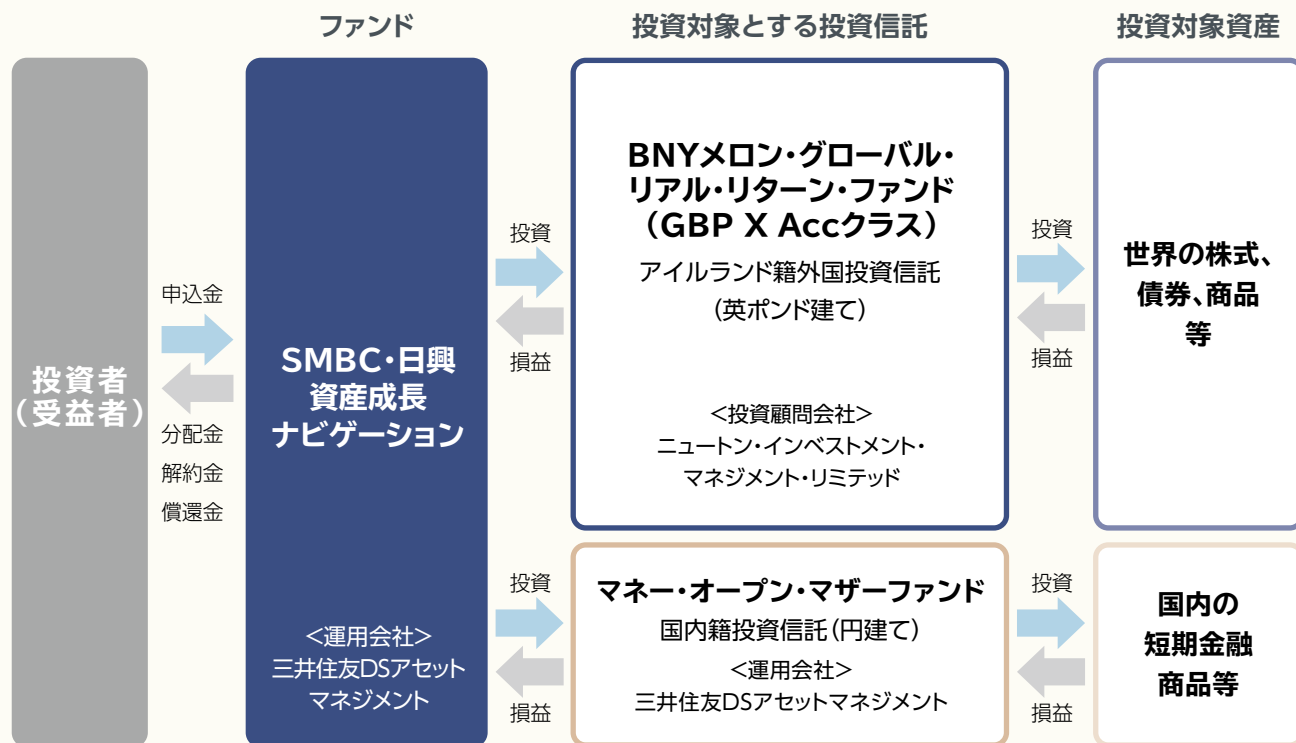
4 年1回決算を行い、決算毎に分配方針に基づき分配金額を決定します。

- 毎年8月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(GBP X Accクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の株式、債券、商品となります。

当ファンドの運用戦略の魅力

- 世界的な経済・社会構造の変化等を踏まえ、中長期的な見通しに基づくリターン追求資産（株式、社債等）への投資をベースに、リスク調整資産の投資比率を調整することで、中長期的に絶対収益を追求します。
- リスク調整資産として現金、国債、商品、先物・オプション等を活用することで、ポートフォリオ全体の下落リスクを調整し、いかなる市場環境においても安定的な収益の積み上げを目指します。

リターン追求資産:

主に収益を追求するための資産

株式、社債、
転換社債等

株価指数
オプション等

リスク調整資産:

主にファンドのリスクを調整するための資産

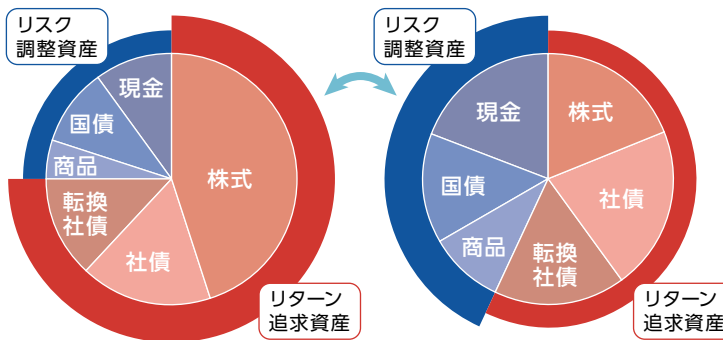
現金、国債、商品等

債券先物
オプション等

●中長期的な見通しに基づいた資産配分(イメージ)

【市場見通しが良い場合】

【市場見通しが悪い場合】

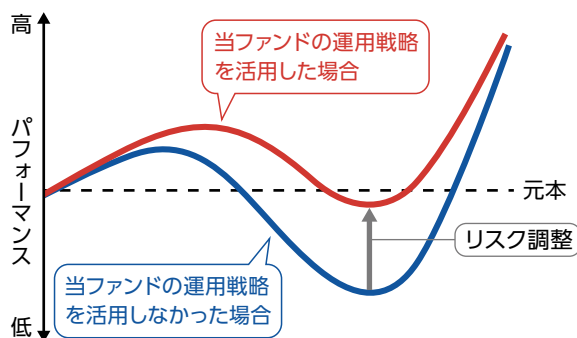


- 中長期的な見通しの変化に応じてリターン追求資産とリスク調整資産の配分を柔軟に変更します。



●短中期的な下落リスクの調整

【例: リスク調整のイメージ】



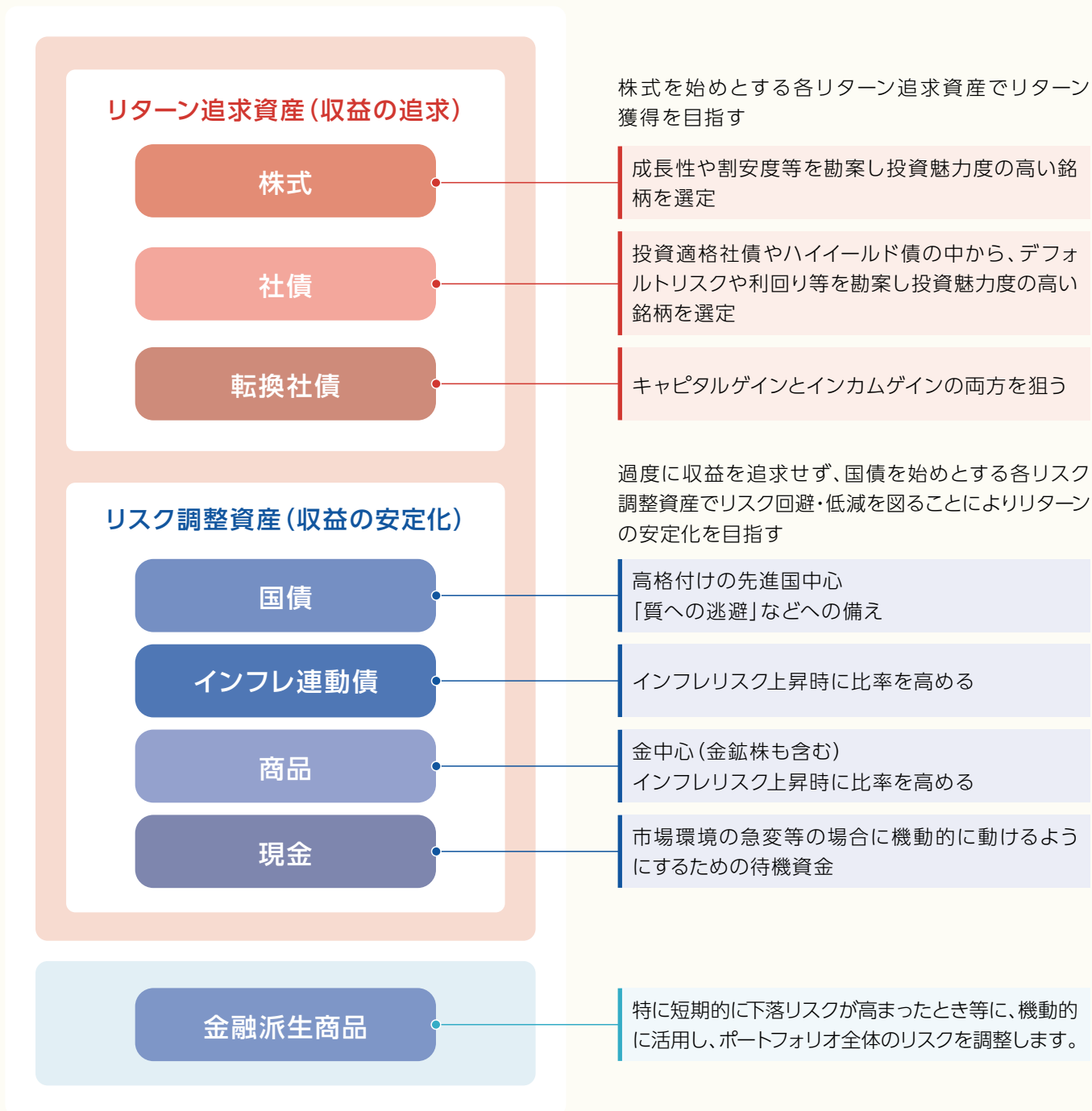
- 元本の毀損が危惧されたり、機動的な対応が必要とされる局面では、株価指数・債券先物オプション等を活用し、ポートフォリオ全体のリスクを調整します。

当ファンドは、為替変動リスクを低減するため、対円での為替ヘッジを行います。

- ※上記の投資対象資産および分類は今後見直される場合があります。
- ※金融派生商品のリターン追求資産とリスク調整資産の分類はその効果に基づき分類されるものではなく、その原資産によって分類されています。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象資産と狙い

- 各資産への投資比率は、ニュートンの中長期的な運用見通しに基づき決定されます。
- 短中期的な市場の変動にはリスク調整資産および金融派生商品で対応します。



※上記の投資対象資産および分類は2025年2月末現在のものであり、今後見直される場合があります。
 ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

為替の影響について(為替ヘッジあり)

為替ヘッジあり*

為替変動の影響は限定的

*為替ヘッジコストがかかります。

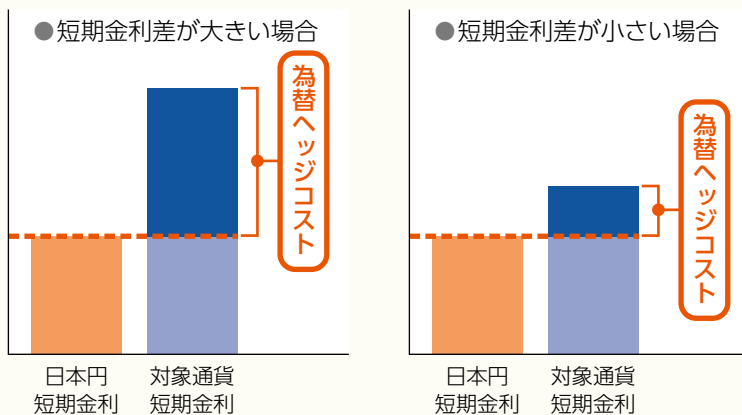


為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■当ファンドは英ポンド建ての組入れ外国投資信託について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし完全には為替変動リスクを回避することはできません。また、英ポンド以外の組入通貨については、英ポンドに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

[為替ヘッジコストのイメージ]

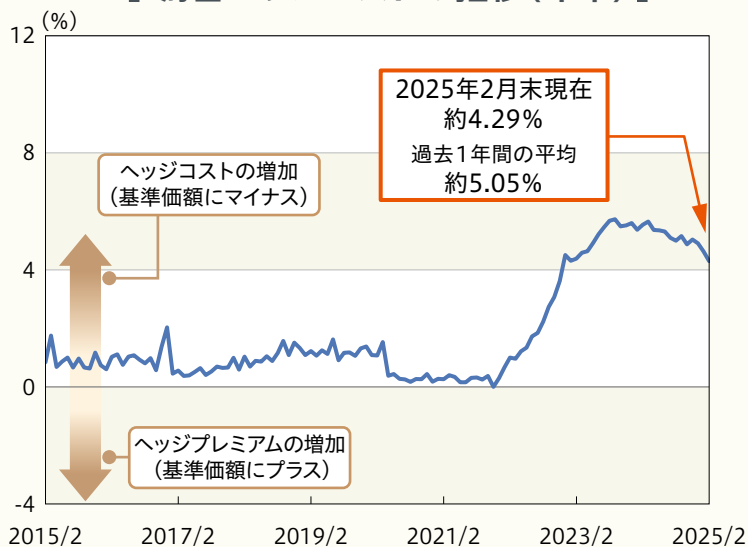


(注) 日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。金利差が拡大すると、為替ヘッジコストは上昇し、金利差が縮小すると、為替ヘッジコストは低下します。

左記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。
通貨の先渡取引等を利用した実際的为替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なることがあります。

[為替ヘッジコストの推移(年率)]



■為替ヘッジコスト(費用)は基準価額にマイナスとなります。

(注1) 2015年2月末～2025年2月末

(注2) 為替ヘッジコストは、各月末時点における英ポンド・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算

(出所) 一般社団法人 投資信託協会の情報を基に委託会社作成

※グラフは過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記は英ポンドについて記載しています。当ファンドの投資対象とする外国投資信託において英ポンド建て以外の資産を保有する場合、英ポンドに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

[ニュートン・インベストメント・マネジメントの概要]

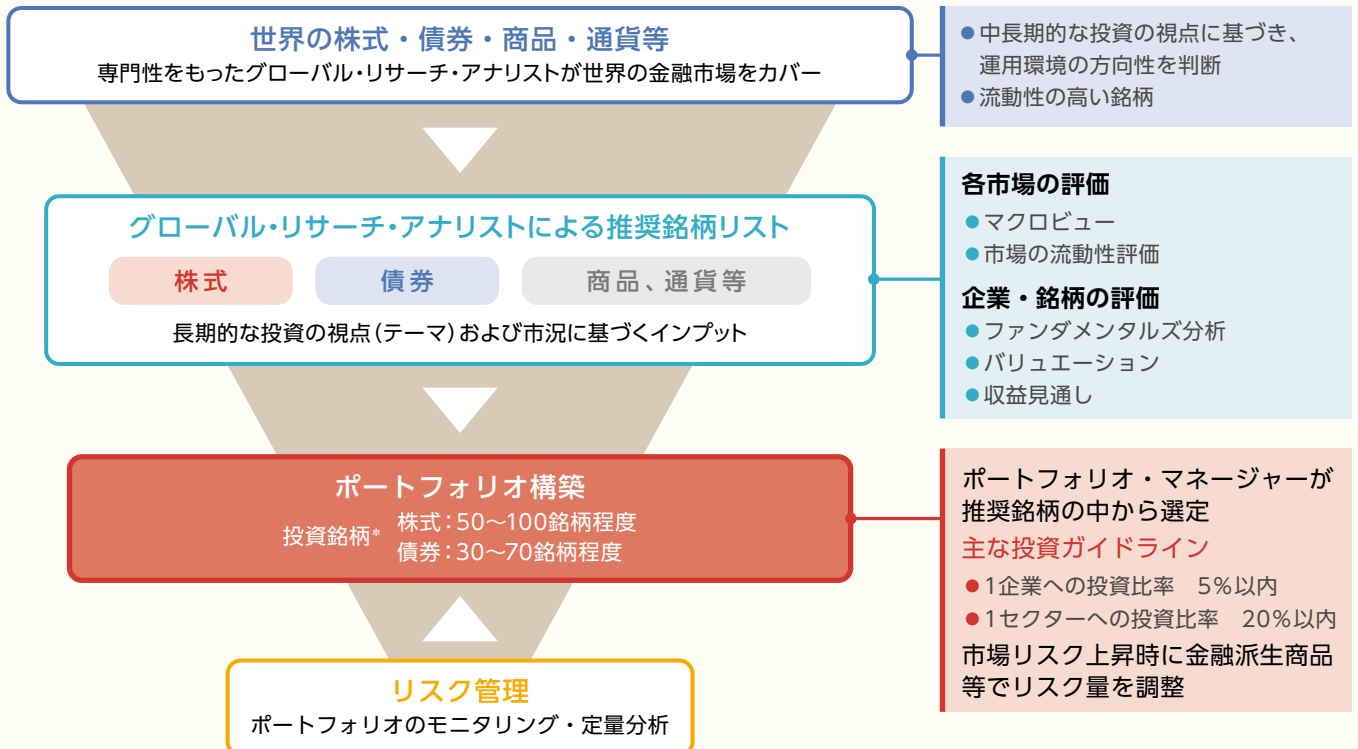
会 社 概 要	●ニュートン・インベストメント・マネジメントは、BNYグループ傘下において、英国ロンドンを拠点とするニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドを中心に、米国においてはニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー、日本においてはニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を通じて、資産運用を行っています。 ●運用フォーカスは、株式、債券、絶対収益運用、マルチアセット運用、テーマ型運用、サステナブル投資など多岐にわたります。 ●1978年の創業以来、株、債券に関わらずすべての資産にテーマ型アプローチを適用し、世界の情勢の変化を先取りするユニークなプロセスで運用を行います。
拠 点	ロンドン、ニューヨーク、ボストン、サンフランシスコ、東京に拠点を展開しています。
従 業 員 数	466名* (うち運用プロフェッショナル127名) *BNY Mellon・オペレーション・インド、BNY Mellon・ファンド・マネジメント・ミラン、BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・香港のニュートン専属スタッフを含む
運用資産残高	約16兆円 (約1,020億米ドル)

■国連責任投資原則 (PRI) に署名しています。

(注) 2024年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=157.16円で円換算

[運用プロセス]

■投資対象とする外国投資信託の運用は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。



*投資銘柄数は、過去3年の実績値に基づくものであり、範囲を外れることもあり得ます。

※上記の運用プロセスは2025年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年8月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年2月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(GBP X Acc クラス)

形 態	アイルランド籍会社型投資信託(英ポンド建て)
主 要 投 資 対 象	世界各国(新興国を含む)の株式、債券、キャッシュ等の現物資産に加え、派生商品や代替投資商品等広範なアセットクラスに投資します。
運用の基本方針	機動的な資産配分を行いながら中長期的に絶対収益の追求を目指します。 原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	●同一銘柄の株式への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ●同一業種の株式への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。 ●非投資適格債券への投資割合は、原則として純資産総額の30%以内とします。 ●純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
分 配 方 針	原則として分配を行いません。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 運用報酬 年0.65%* *上記の料率に相当する額をSMBC・日興資産成長ナビゲーションにおいて、直接負担します。 ※上記のほか、保管および管理に関する費用(最低年30,000ドル程度)、管理事務代行費用などが かかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率を示すことができません。また、 年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模 や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにそ の他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前 に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想され る取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあり ます。
投 資 顧 問 会 社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・オープン・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

商品市況リスク…商品市況の下落は、基準価額の下落要因です

商品市況は、その商品特性に応じて、需給環境、天候等の自然条件、産出地域等の政治、経済、社会情勢等の影響により変動します。商品市況の変動は当ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

ファンドが投資する外国投資信託について、原則として英ポンド売り円買いの為替ヘッジを行います。

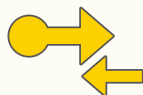
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。投資する外国投資信託を通じて保有する英ポンド建て以外の通貨建資産については、英ポンドに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。

なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

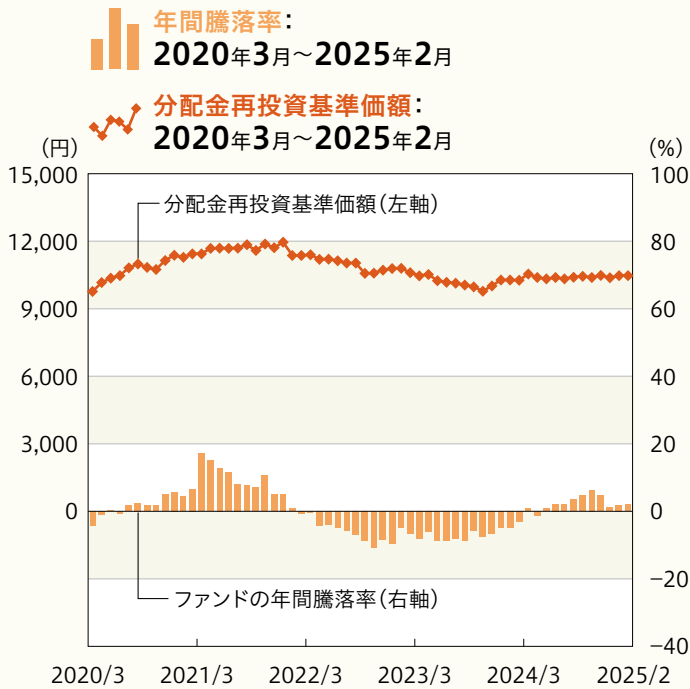
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

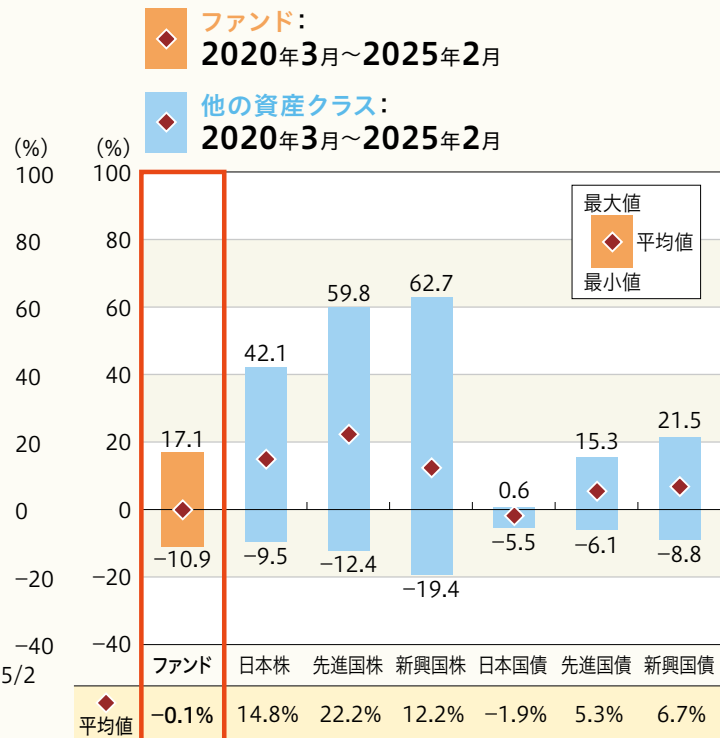
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

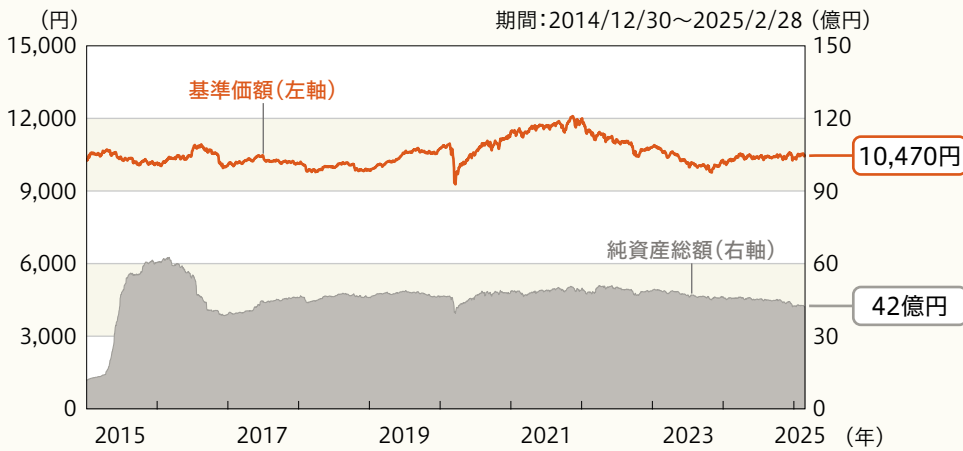
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年8月	0円
2023年8月	0円
2022年8月	0円
2021年8月	0円
2020年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■SMBC・日興資産成長ナビゲーション

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アイルランド	95.19
親投資信託受益証券	日本	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.74
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アイルランド	投資証券	BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(GBP X Accクラス)	95.19
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	0.07

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(GBP X Acc クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド」の主要投資銘柄は、以下の通りです。

主要投資銘柄(株式上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	マイクロソフト	ソフトウェア・コンピューターサービス	2.0
アメリカ	株式	アマゾン・ドット・コム	小売り	1.9
アメリカ	株式	アップル	テクノロジー・ハードウェア・機器	1.7
アメリカ	株式	アルコン	医療機器・サービス	1.6
アメリカ	株式	ウォルト・ディズニー・カンパニー	メディア	1.5

※比率は、BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

基準日:2025年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

主要投資銘柄(債券上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	米国インフレ連動国債	1.250	2028/04/15	5.3
イギリス	国債証券	英国国債	4.250	2039/09/07	3.1
アメリカ	国債証券	米国国債	3.000	2045/11/15	2.0
ブラジル	国債証券	ブラジル国債	0.000	2027/07/01	1.7
イギリス	国債証券	英国国債	4.750	2043/10/22	1.4

※比率は、BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■マネー・オープン・マザーファンド

資産別構成

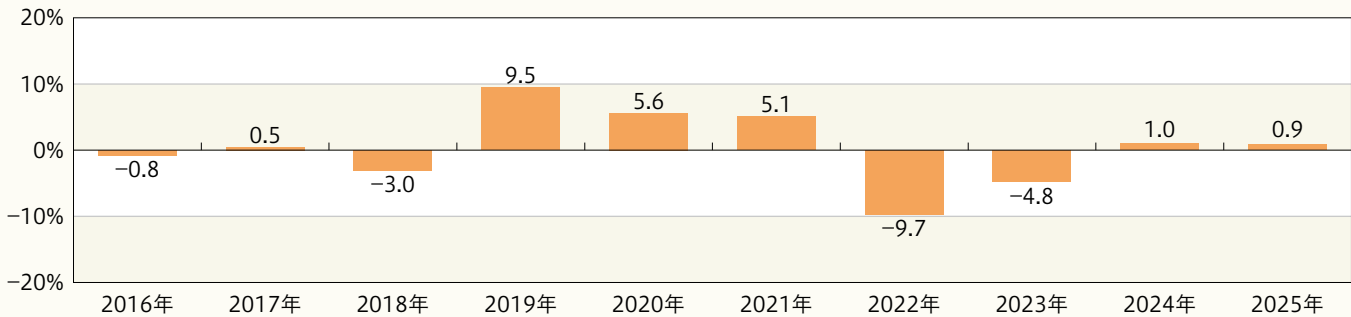
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	71.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28.66
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1226国庫短期証券	0.000	2025/04/21	18.80
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	18.80
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	17.90
日本	国債証券	1276国庫短期証券	0.000	2025/12/22	15.85

※比率は、マネー・オープン・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
 ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年5月9日から2025年11月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ロンドンの銀行の休業日 ●ダブリンの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分 配 金 受 取 り コ ー ス: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	2028年8月10日まで(2013年9月27日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「資産成長ナビ」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの純資産総額に年1.1825% (税抜き1.075%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)> <table> <tr> <th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr> <tr> <td>委託会社</td><td>年0.35%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年0.7%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価												
販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする投資信託		年0.65%程度*(左記の料率に相当する額をファンドにおいて、直接負担します。)												
実質的な負担		ファンドの純資産総額に対して 年1.8325%(税抜き1.725%)程度*												
*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2025年2月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。														
その他の費用・手数料		以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年2月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年8月11日～2024年8月13日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

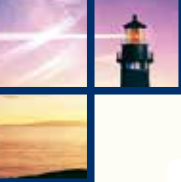
総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.03%	1.18%	0.85%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



A large white rectangular area with horizontal ruling lines, intended for writing a memo.

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではありません)

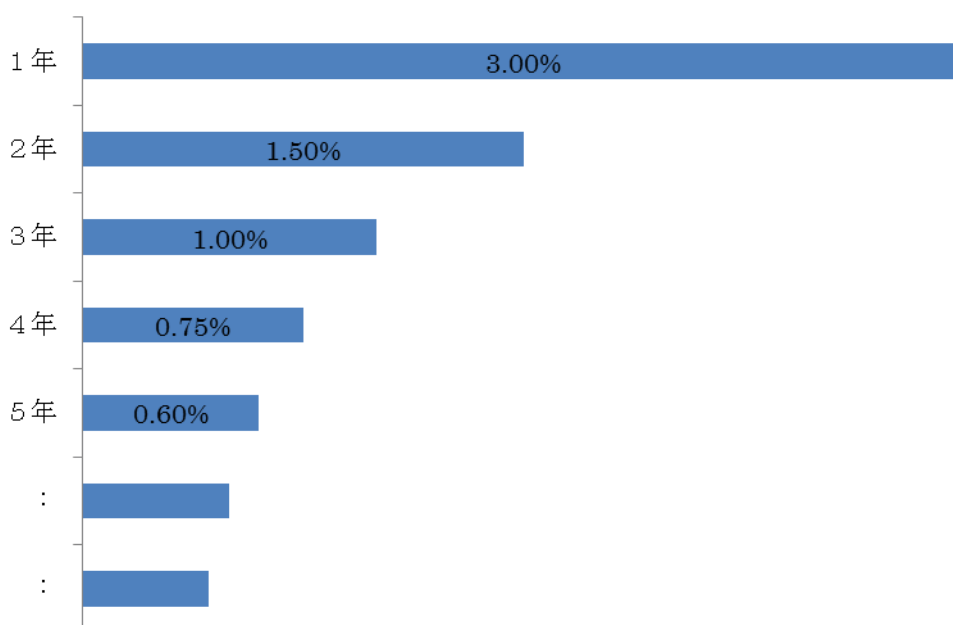
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「SMBC・日興資産成長ナビゲーション」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

購入時手数料	ありません
--------	-------

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位
追加購入の場合	1万円以上1円単位
投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

※資産づくりセットの対象ではありません。

本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメントが運用する商品です。

(この目論見書補完書面は2024年7月1日時点の情報に基づいて作成しております)